

京都市告示第204号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和4年6月24日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市伏見区向島渡シ場町，向島清水町，向島鷹場町，向島藤ノ木町，向島丸町，向島二ノ丸町及び向島四ツ谷池の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)